

所長メッセージ

いよいよ2月、所得税の確定申告の時期となりました。例年通りの内容であっても1年前を思い出しながらの準備ということでなかなか大変な面があるかと思いますが、前年に「相続した土地を売った」とか「株価が上がってきたから売却した」といった臨時の出来事があり所得が発生していると、申告作業も大事になり頭を悩ませるのではないのでしょうか？

先日、コインチェック(株)が運営する仮想通貨取引所Coincheckに不正アクセスがあり仮想通貨「NEM」580億円が流出するという事件があり、ビットコインを中心とする仮想通貨が今注目を集めていますが、この仮想通貨についても所得が発生すれば当然のことながら確定申告する必要が生じます。

では、どのような場合に確定申告する必要があるかと言いますと、「仮想通貨を現実通貨のUSドルや日本円、他の仮想通貨に交換をした時に利益が生じた場合」「仮想通貨が値上がりし含み益のある状態においてその仮想通貨により商品を購入した場合(含み益部分が所得となります)」などです。所得の区分としては雑所得となり、サラリーマンであれば給与所得の他に仮想通貨による所得を含め20万円超の所得がある方、個人事業者など何らかの事由により確定申告をする方は全て仮想通貨による所得を申告しなければなりません。税務署には分からないだろうとお思いになるかもしれませんが、コインチェックなどの業者に金融庁の調査が入り、利用者を片っ端から調べるなどといったことが起これば、申告の有無を確認し脱税者が明らかにされることも十分あり得ます。

インターネットでの様々な取引が広がりつつありますが、確定申告の対象になるかどうか、この時期に振り返ってみて頂きたいと思います(浅野)。

平成30年度税制改正大綱が公表されました！！

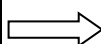
昨年に公表された平成30年度税制改正大綱において、個人所得課税の見直しがされました。働き方の多様化にあわせ、特定の者だけ恩恵を受ける控除から誰しも適用を受ける控除へシフトさせることが、今回の大きな目玉のようです。

基礎控除・・・控除額が現行の38万円から**48万円に引き上げ**られます。合計所得金額が2,500万円超の個人については基礎控除の適用ができないことになります。

給与所得控除・・・下記の表の通り、改正後は給与所得控除が一律で**10万円引き下**げられます。給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を**850万円超**として、その上限額が**195万円**に引き下げられます。子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないように配慮がされるようです。

(改正前)

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合は65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円(上限)



(改正後)

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%-10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円(上限)

実務上は、給与所得控除の額は10万円引き下げられますが、基礎控除の額は10万円引き上げられるため、給与収入が**850万円以下の場合**は改正後においても税負担は変わりません。適用時期は、平成32年分以後になる予定です。これら以外にも見直し等がありましたので、今後お知らせいたします（吉田）。

ご自身や従業員の退職金準備で節税が出来ます！

毎年決算が近づくと、業績が良いほど、いくら納税することになるのか、何か節税対策はないかが気になるところではないでしょうか。そこで、ご自身や従業員の退職金準備が出来て、支払った掛金が所得控除又は経費になる、小規模企業共済と中小企業退職金共済についてご案内します。

小規模企業共済は小規模企業の役員、個人事業主及びその共同経営者が加入できる積立型の退職金制度です。掛金はご自身で負担し、年末調整や確定申告で所得控除ができます。月々の掛金は1,000円から70,000円まで500円単位で設定することができます。加入後に増額や減額をすることができるので、まずは1,000円で加入して業績が良くなったら増額する、上限の70,000円で掛けていただければ業績が良くないので減額するなど、状況に合わせて掛金を設定することが出来ます。共済金は役員退任時や廃業時等に受け取ることが出来、受取方法は「一括」「分割」「一括と分割の併用」の3種類あります。一括受取りのときは「退職所得」、分割受取りのときは「公的年金の雑所得」として扱うので、受取金額から退職所得控除額や公的年金等控除額を引くことが出来ます。



中小企業退職金共済は、中小企業の従業員の退職金準備を目的とした共済です。従業員を対象とする共済なので、事業主や法人の役員（使用人兼務役員を除く）は対象ではありません。事業主が毎月掛金を支払い、支払った掛金が経費になります。従業員が退職すると掛金に応じて中退共本部から退職した従業員に退職金が振り込まれます。掛金月額は5,000円から30,000円（短時間労働者の場合は2,000円から4,000円）で従業員ごとに選択することが出来ます。増額はいつでも出来ますが、減額は一定の条件が必要となりますのでご注意ください。共済に新たに加入したときや月額を増額したときに掛金が助成される場合もあります。ご自身や従業員の退職金準備を考えていらっしゃる方はご検討されてはいかがでしょうか。制度の詳細につきましては弊所スタッフにお問い合わせください（児島）。

ひとりごと

立春も過ぎ暦の上では春というものの、今年は例年以上に寒さが厳しく、雪の降る日も多いですね。北陸地方では生活を脅かすほどの積雪があり、福井に住んでいる長男の友達から送られてきた写真を見ましたが、アパートの駐車場も車が停まっているのかも分からない程に雪が



覆いかぶさっており、雪解けとともに日常生活に早く戻れることを願うしかありません。

また、昨年末からインフルエンザも流行しておりますので（幸い弊所では誰も感染していませんが）、手洗い・うがいの徹底をして、間もなく始まる確定申告の繁忙期を乗り切りたいと思っています。皆様も体調管理には十分お気をつけ下さい（中嶋）。